

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について、妊娠から出産・育児期間の支援と、家庭で子供との時間を多く持つことができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

2. 内容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業や、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度について、社内向け周知徹底を図る。

＜対策＞

社内の浸透を目標に、従業員向けのセミナーなど実施して意識の改革を図る。

又、合わせて情報を社内イントラに掲示するなど全体への告知を図る。

目標2 下記の間において、中学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合、当該子が7月1日～8月31日の期間、一人当たり3日の年次有休休暇の取得促進を図る。

＜対策＞

令和2年7・8月：子供が夏季休暇に入る2ヶ月の期間、有休休暇取得促進を啓発する。

令和3年7・8月：子供が夏季休暇に入る2ヶ月の期間、有休休暇取得促進を啓発する。

令和4年7・8月：子供が夏季休暇に入る2ヶ月の期間、有休休暇取得促進を啓発する。

目標3 令和5年3月31日までに、男性社員の育児休暇等の取得について、3名以上の実績を作る。

＜対策＞

令和2年4月～ 年に3回、社内報を通じて男性の育児休業に関する内容や、育児休業等に関する会社の制度についての記事を掲載し、周知・啓発する。また育児休暇等の利用者が出た場合は体験談等を掲載し、更なる利用を推進する。

以上